

サービスの利用には 申請が必要です



介護サービスを利用するには、まず介護サービスが必要かどうか、要介護認定を受けます。

※介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する場合は28ページをご覧ください。



申請

地域包括支援センターで申請します。
申請する方は、本人または家族などでも可能です。

65歳以上の方



申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書

中野区の窓口にあります。区のホームページからダウンロードもできます(29ページ)。

介護保険証

医療保険に加入している

40～64歳の方



申請に必要なもの

要介護・要支援認定申請書

中野区の窓口にあります。区のホームページからダウンロードもできます(29ページ)。

加入している医療保険の被保険者証

申請書には主治医を記入する欄があります。あらかじめ主治医の氏名・病院名・連絡先などを確認しておきましょう。主治医がない場合は、地域包括支援センターや中野区にご相談ください。

区内8か所の地域包括支援センター(32ページ)へ申請

知っておきたい

介護保険

Q&A



自分や家族で申請できない場合は?



申請の代行をしてもらうことができます。

A

地域包括支援センターや法令で定められた居宅介護支援事業者、または介護保険施設などへご相談ください。

知っておきたい

介護保険

Q&A



サービスを利用するには必ず認定申請が必要なのですか?

A

地域包括支援センターでの基本チェックリストにより事業対象者になることで、一部サービスを利用することができます。

基本チェックリストは24ページをご覧ください。

おしえて!

**主治医って
どんな人?**

かかりつけのお医者さんなど、本人の心身の状態をよく知る医師のことです。また、介護が必要な状態になる要因となった病気の治療をしている医師などのことをいいます。

おしえて!

**居宅介護支援
事業者ってどんな人?**

ケアマネジャーを配置して、サービス提供事業者との連絡や調整を行う、市区町村の指定を受けた事業者です。



要介護認定

訪問調査が行われ、その結果などをもとに介護が必要かどうかを判断するための審査・判定が行われます。



訪問調査

調査員が自宅を訪問し、全国共通の調査項目を本人や家族に確認し調査を行います。



一次判定

調査内容と主治医意見書の一部をコンピューターに入力して一次判定を行います。



二次判定

一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会が総合的に審査・判定します。



～訪問調査ではこのようなことを確認します～

- 麻痺等の有無
- 衣服着脱
- 徘徊
- 移乗
- 寝返り
- 金銭の管理
- 感情が不安定
- 立ち上がり
- 座位保持
- 日常の意思決定
- 昼夜逆転
- 洗身
- 歩行
- 整髪
- 聴力
- えん下
- 移動
- つめ切り
- 買い物
- 排便
- 片足での立位
- 洗顔
- 薬の内服
- 収集癖
- 短期記憶
- 視力
- 拘縮の有無
- 外出頻度
- 排尿
- 意思の伝達
- 起き上がり
- 簡単な調理
- 食事摂取
- 理解
- 両足での立位保持
- など

主治医意見書

中野区の依頼により主治医が心身の状態について意見書を作成します。



認定結果の通知

中野区が認定します。原則として、申請から30日以内に、認定結果通知書と介護保険証が届きます。



確認しましょう

- 要介護状態区分**
認定区分によって、利用できるサービスが異なります。
- 支給限度額**
認定区分ごとの支給限度額です。(7ページ参照)
- 認定の有効期間**
新規認定は原則6か月、更新は原則12か月です。(状況により異なります)
- 介護認定審査会の意見 など**

要介護状態区分

利用できるサービス

要介護1～5	介護サービス	サービスを利用する……………12～13ページ サービスを選ぶ……………14～16ページ 19～23ページ
	介護予防サービス	サービス利用までの流れ……………12～13ページ サービスを選ぶ……………17～23ページ
要支援1・2	介護予防・生活支援サービス事業	事業利用までの流れ……………12～13・28ページ サービスを選ぶ……………24～27ページ
事業対象者		
非該当及び65歳以上のすべての高齢者	一般介護予防事業……………27ページ 介護保険給付外の高齢者在宅サービス…30～31ページ	

知っておきたい介護保険Q&A

Q 適切な認定結果が出るかどうか心配です。

A 調査の際は、自分の状態を正しく伝えましょう。要介護認定では、訪問調査の結果が重要な判定基準になります。意識して普段と違う振る舞いをしてしまうと、適切な認定結果が得られない場合があります。調査を受けるときは、ありのままの状態を調査員にみてもらうことが大切です。



知っておきたい介護保険Q&A

Q 認定結果に納得できない場合は？

A まずは中野区の窓口にご相談しましょう。それでも納得できない場合は、通知があった日の翌日から3か月以内に、都道府県の「介護保険審査会」に不服申し立てができます。



ケアプランを作成し、サービスを利用します

サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、地域包括支援センターに依頼したりして、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

上手に活用! ポイント!

自分の意志を伝えて、必要なサービスを上手に利用しましょう

ケアプランの主役は本人や家族です。どのように暮らしたいか、自分で何ができるかを積極的に伝えて、自分にとって本当に必要なサービスを利用しましょう。

